

農地中間管理機構に対して  
農地を貸し付けた地域及び個人を支援します  
(機構集積協力金の概要)

平成26年8月

関東農政局経営・事業支援部農地政策推進課

# 農地の出し手に対する支援 (機構集積協力金)

【予算額253億円】  
(H25補正153億円/H26当初100億円)

## 地域に対する支援 (地域集積協力金)

【140億円】

### 1 交付対象者

市町村内の「地域」

※「地域」とは、集落など、外縁が明確である同一市町村内の区域のこと。

### 2 交付要件

「地域」内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること  
※毎年度一定時点で判断

### 3 交付単価

地域内の全農地面積のうち機構への貸付割合に応じた単価を機構への貸付面積に乗じた金額を交付  
(使い方は地域の判断)

2割超5割以下：2.0万円/10a

5割超8割以下：2.8万円/10a

8割超：3.6万円/10a

※27年度までの特別単価(=基本単価の2倍) (28・29年度は1.5倍、30年度は基本単価)

## 個々の出し手に対する支援

### 経営転換・リタイア する場合の支援 (経営転換協力金)

【65億円】

### 1 交付対象者

機構に貸し付けることにより、

- ・経営転換する農業者
- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人

### 2 交付要件

- ・全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、
- ・農地が機構から受け手に貸し付けられること  
(集落営農と特定農作業委託契約を10年以上締結した場合も対象)

### 3 交付単価

0.5ha以下：30万円/戸

0.5ha超2ha以下：50万円/戸

2ha超：70万円/戸

### 農地の集積・集約化に 協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

【45億円】

### 1 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地(交付対象農地)を、

- ・自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
- ・所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

### 2 交付要件

- ・交付対象農地を10年以上貸し付け、かつ、
- ・当該農地が機構から受け手に貸し付けられること

### 3 交付単価

2万円/10a

※27年度までの特別単価

(=基本単価の4倍)

(28・29年度は2倍、30年度は基本単価)

# 出し手・受け手支援策

出し手

受け手

## 【地域集積協力金】

- ・支払いのタイミング
- 出し手が機構に貸し付けた時点
- ・事業の実施工エリア
- 地域における話し合いを促すための補助であるため、プランの作成エリアに限定

## 【経営転換協力金、耕作者集積協力金】

- ・支払いのタイミング
- 機構が受け手に貸し付けた時点
- ・事業の対象工エリア
- プランの作成エリアに限定しない

(集落営農への特定農作業委託に限り、上記「経営転換協力金」の対象とする。)

機構

→支援を行わない

- ・機構による受け手の集積・集約化に配慮した貸付け
- ・左の地域集積協力金・耕作者集積協力金は地域内の受け手も受益する  
(担い手相互の利用権の交換を行う場合など)

機構以外

→支援を行わない

# ○ 機構集積協力金の概要

農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、機構を活用した担い手への農地集積・集約化（規模拡大や経営農地の分散錯圃の解消等）を加速します。

## < 地域集積協力金 > (地域タイプ)

### 地域集積協力金交付事業を実施するにあたっての基本的な考え方

考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>□ 地域集積協力金は、地域の話し合いに基づいてまとまった形で機構に農地を預けてもらうことを通じて、担い手へまとめて農地を貸付けることで、分散錯圃の解消や規模拡大など担い手への農地集積・集約化を促進する事を目的に創設した制度</li><li>□ 地域集積協力金は、機構が農地を借り受けることが条件であり、機構が農地を借り受けるまでは協力金は交付されない</li><li>□ 機構は、各県が作成した基本方針どおりに担い手への農地利用の集積・集約化を進めていくことが必須であり、地域集積協力金はそのためのツール</li><li>□ 担い手への農地集積については、国から評価を受けることに加え、各県で自ら定めた農地集積面積目標の達成を目指す観点から、各県で担い手への農地利用の集積・集約化に資する程度が高いケースから優先的に予算配分していただくことが重要</li></ul>
-----	---

ケース	<ol style="list-style-type: none"><li>1 【担い手への農地利用の集積と集約化が同時に図られるケース】<ul style="list-style-type: none"><li>・担い手への規模拡大とともに経営地が団地化される過程において、既経営地の利用権を合意解約し、機構を通じて同一の担い手に貸し付けられるケース</li><li>・合意解約した農地を従前の担い手よりも合理的な方法で農地利用が図られると判断して、貸し付けられるケース</li></ul></li><li>2 【担い手への農地利用の集積又は集約化のいずれかが図られるケース】</li><li>3 【担い手への農地利用の集積、集約化のいずれも図られないが、機構を通じることで将来の農地利用の最適化に資するケース】<ul style="list-style-type: none"><li>・集落営農組織が農作業委託を受けていた農地を合意解約し、その構成員から機構が借受け、法人化した集落営農に貸し付けられるケース</li><li>・団地化している農地を分散防止するケース</li></ul></li></ol> <p>※ 番号は、必ずしも優先順位を示したものではありません。</p>
-----	--

注意点	<ul style="list-style-type: none"><li>・上記ケース以外のケースがあり得ること。</li><li>・上記ケースに必ずしも拘束されないこと。</li><li>・各県の農地集積面積目標の達成の観点から、地域集積協力金の活用方針を定め、それに基づき事業を推進することが重要であること。</li></ul> <p>※ あり得ないケースの一つとしては、集約化が図られていない現状で既経営地の利用権を合意解約し、機構が借受け、地域内の農地をそのまま元の担い手(受け手)に貸し付けられるケースが考えられる。</p>
-----	--

# ○ 機構集積協力金の概要

## <地域集積協力金(続き)>(地域タイプ)

地域内の農地の一定割合以上を機構に貸し付けた地域に対し、協力金を交付します。

【交付対象地域】:次ページの「イメージ図」を参照

以下の要件を満たす「地域」とします。

- 1 同一市町村内の一定区域であり、全域が同一の人・農地プランのエリアに含まれていること(区域の外縁が明確である場合に限り)
- 2 以下のいずれかに該当するものであること
  - (1) 農業集落、大字又は学校区等、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの
  - (2) (1)によりがたい場合には、10ha以上のまとまりのある農地で、人・農地プランの作成・実行のための実質上の話合いの単位となっているもの
- 3 構成戸数が複数戸であること
- 4 農地面積が農地台帳により明確であること

※ 一度定めた「地域」については、次年度以降の協力金の算定においても原則用いられます。(「地域」の合併は可。分割は不可。)

【交付単価】:27年度以降の単価については、変更(見直し)される可能性があります。

また、一部市町村(被災地域)では、単価が増額されます。

「地域」の全農地面積(農業振興地域の区域内の農地に限り)に占める各年度12月末時点における機構への貸付面積の割合に応じ、以下の単価で「地域」に対し交付します。

### 平成26～27年度

- |   |           |            |
|---|-----------|------------|
| 1 | 2割超から5割以下 | :2.0万円/10a |
| 2 | 5割超から8割以下 | :2.8万円/10a |
| 3 | 8割超       | :3.6万円/10a |

### 平成28～29年度

- |   |           |            |
|---|-----------|------------|
| 1 | 2割超から5割以下 | :1.5万円/10a |
| 2 | 5割超から8割以下 | :2.1万円/10a |
| 3 | 8割超       | :2.7万円/10a |

### 平成30年度

- |   |           |            |
|---|-----------|------------|
| 1 | 2割超から5割以下 | :1.0万円/10a |
| 2 | 5割超から8割以下 | :1.4万円/10a |
| 3 | 8割超       | :1.8万円/10a |

※ 貸付割合が初めて2割を超えた年度に交付されます。

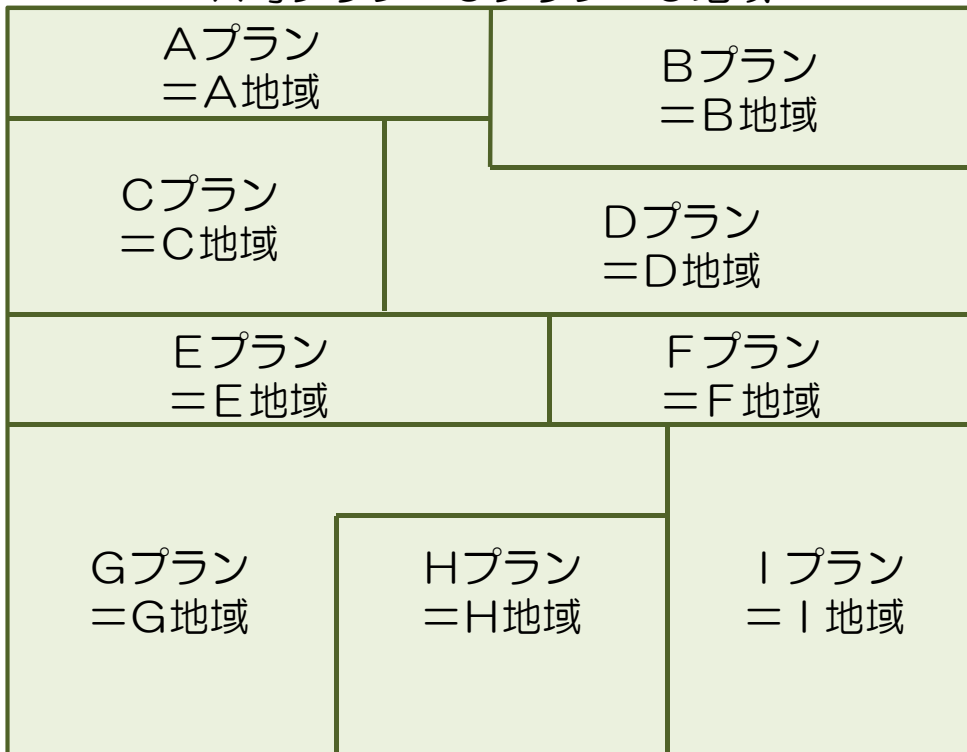
※ 前年度までに既に交付があった場合、前年度までの最大貸付面積を超えた部分について、当該年度における該当単価で交付されます。

参考図－1 地域集積協力金の「地域」の設定の仕方  
【例：イメージ図】

X町の場合

X町では小学校区単位で人・農地プランを作成していますので、人・農地プランのエリアを地域集積協力金の「地域」としました。

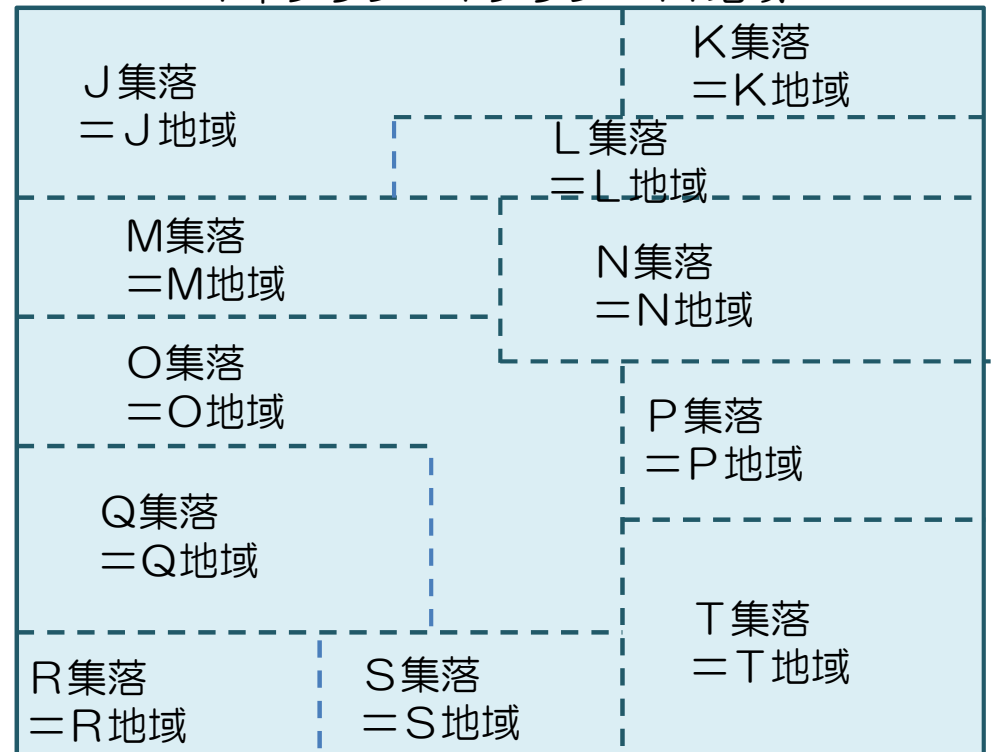
X町プラン：9プラン→9地域



Y市の場合

Y市では市全体で一つの人・農地プランを作成していますので、話合いの単位である集落を地域集積協力金の「地域」として区割りしました。

Y市プラン：1プラン→11地域



小学校区や集落などで区割りできない場合は、10ha（北海道は30ha）以上で人・農地プランの作成・実行のための話合いの単位で区割りして「地域」を設定してください。

# ○ 機構集積協力金の概要

## <地域集積協力金(続き)>

### 【注意事項】

- 1 協力金の使途は自由です。市町村は、「地域」及び必要に応じ都道府県と協議のうえ、地域農業の発展を図る観点から、その使途を自ら決めることができます(具体例は次のページにあります)。
- 2 機構に対して、原則として10年以上の期間で農地を貸し付けた時点(農地中間管理権が設定された時点)で、当該農地面積を交付対象面積に計上できます。
- 3 「地域」において、交付金を受け取る者(個人、法人、地域再生協議会等)を定める必要があります(市町村は実施主体であるため、市町村行政自体を交付先とすることはできません)。
- 4 機構への貸付面積の把握を12月末に行います。その後、交付申請手続きができます。
- 5 地域タイプと個人タイプの協力金を重複受給できます(個人タイプの要件としては、10年以上機構への貸付けかつ当該農地が機構から受け手に貸し付けられること等があります)。

### <参考>交付イメージ

地域内全農地面積が100haであるA地域の場合



平成26年12月末

貸付面積: 15ha  
貸付率: 15%  
交付額: 0千円

平成27年12月末

貸付面積: 30ha  
貸付率: 30%  
交付額: 6,000千円※1

平成28年12月末

貸付面積: 60ha  
貸付率: 60%  
交付額: 6,300千円※2

※1:  $30\text{ha} \times 2\text{万円} / 10\text{a (H27単価【2割~5割】)} = 6,000\text{千円}$

※2:  $60\text{ha} - 30\text{ha (H27既交付面積)} \times 2.1\text{万円} / 10\text{a (H28単価【5割~8割】)} = 6,300\text{千円}$

# ○ 機構集積協力金の概要

## < 地域集積協力金（続き） >

### ○ 地域集積協力金の使途について

国が示した、今般の施策の見直しに係るQ&A【未定稿】において、協力金の交付内容、使途等が記載されていますが、今後の交付事務の参考とするため、一部を下記のとおり整理しました。

今般の施策の見直しに係るQ&A【未定稿】問38	地域集積協力金の使途は地域で決められるとしているが、所有している農地を機構に貸し付けた個々人へ直接配分してよいか
国の考え方	地域集積協力金の使途については、個々人へ直接配分することも可能ですが、市町村、都道府県と相談して、地域農業の発展に資する観点から、最も適切な用途に活用していただきたいと考えています。
想定される地域集積協力金の使途等	【使途を決めるうえで必要な事項】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 協力金の使途は、地域で合意した事項とすること、また、使途を決める人・農地プランの作成・見直し等の話し合いには、多くの方が参加できるように配慮すること。</li><li>・ 話し合いの議事録は必ず作成すること。</li></ul> 【想定される協力金の使途】 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 農地を機構へ貸付けた方や農地の受け手(担い手)に直接配分</li><li>・ 共同で利用する農業機械の購入費、燃料費、修繕費等</li><li>・ 共同で利用する農業機械の購入費用の積立金</li><li>・ 農道や水路の管理作業などの共同作業に係る日当や修繕に必要な資材費</li><li>・ 集落営農組織等の事務費、備品購入費</li><li>・ 地域の集会所や公園、花壇などの建設費用の積立金や修繕費用 など</li></ul>

※ 地域集積協力金も、会計検査の対象となりますので、適切な取り扱いをお願いいたします。また、原則として、現金扱いはせずに、振込を基本するようにお願いいたします。



# ○ 機構集積協力金の概要

## <経営転換協力金>(個人タイプ)

機構に農地を貸し付けること等により、経営転換又はリタイアする農業者及び農地の相続人に対し、協力金を交付します。

### 【交付対象農地】

農業振興地域の区域内的の農地

### 【交付対象者】

以下のいずれかに該当する農地所有者(個人又は法人)。

- 1 農業部門の減少により経営転換する農業者
- 2 リタイアする農業者
- 3 農地の相続人で農業経営を行わない者

### 【交付単価】

0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円/戸
2.0ha超	: 70万円/戸

農業部門の減少により経営転換する農業者とは、以下のような場合です。

- ・ 露地野菜と施設野菜を複合経営していた農業者が露地野菜をやめて施設野菜のみに経営を特化する場合
- ・ 土地利用型作物と露地野菜を複合経営していた農業者が露地野菜をやめて土地利用型作物のみに経営を特化する場合

※ 交付対象者は、交付決定後10年間、次のことを行えません。

- 1 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合  
廃止した部門の経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託
- 2 リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合  
農業経営を目的とした農地の所有権や利用権の新たな取得及び特定農作業受託

※ 遊休農地の所有者は、経営転換協力金の交付を受けられません。

〔遊休農地とは、農地法第32条第1項のいずれかに該当する農地をいいます。〕

# ○ 機構集積協力金の概要

## <経営転換協力金（続き）>

### 【交付要件】

#### 1 交付対象者が行うべき要件

##### (1) 農業部門の減少により経営転換する農業者の場合

農地中間管理機構に、全ての自作地を10年以上貸し付けること（又は新規に集落営農組織との間で契約を締結したうえで、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと）が必要です。ただし、以下の自作地を除きます。

- ① 農業振興地域外の自作地※注1
- ② 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積）の自作地
- ③ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地
- ④ 減少した農業部門の作物以外の作物を栽培する自作地

※集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合には、③を除きます。

##### (2) リタイアする農業者及び農地の相続人で農業経営を行わない者の場合

農地中間管理機構に、全ての自作地を10年以上貸し付けること（又は新規に集落営農組織との間で契約を締結したうえで、当該集落営農組織に対し10年以上特定農作業委託を行うこと）が必要です。ただし、以下の自作地を除きます。

- ① 農業振興地域外の自作地
- ② 農業振興地域内の10a未満（畦畔を除いた面積）の自作地
- ③ 機構が借り受けなかった自作地及び機構に貸し付けたものの返還された農地

※集落営農組織に対し特定農作業委託を行う場合には、③を除きます。

#### ※注1 「自作地」について

交付対象者又はその世帯員等が、機構に貸し付けた日の1年以上前の時点から、所有権に基づき自ら耕作又は適正な管理を行っていた※注2農地をいいます。

#### ※注2 「耕作又は適正な管理を行っていた」について

農作業の委託(特定農作業委託を含みます。)を含みます。

# ○ 機構集積協力金の概要

## <経営転換協力金（続き）>

### 【注意事項】

- ※ 機構に貸し付けた農地のうち、一筆でも転貸された時点で、機構に貸し付けた交付対象となる全農地面積分について交付申請することができます。（機構に貸し付けた農地が、まったく転貸されなかった場合は、交付されません。）
- ※ 交付対象者自身が自己の所有農地を機構から借り受けた（従前と全く変わらない）場合は、交付対象になりません。
- ※ 本年度に経営転換協力金の交付を受けた者及び過去に経営転換協力金の交付を受けた者は、再度、本協力金の交付は受けられません。
- ※ 交付対象者は、交付を受けようとする年度の3月10日までに交付申請書を市町村に提出することが必要です。

### 【昨年度（農地集積協力金交付事業）からの変更点】

	農地集積協力金	機構集積協力金
交付対象者の販売農家の要否	必要	必ずしも必要としない
人・農地プランへの位置付けの要否	必要	必ずしも必要としない
遊休農地所有者の申請の可否	1年以内に遊休農地を解消する計画書を農委に提出し、農委の確認を受けた場合は申請可能	不可

# ○ 機構集積協力金の概要

## < 耕作者集積協力金 > (個人タイプ)

機構が借り受け若しくは所有している農地等に隣接する農地を機構に貸し付けた所有者又は耕作者等に対し、協力金を交付します。

### 【交付対象農地】

農業振興地域内の区域内の農地

### 【交付対象者】

- 1 交付対象農地を機構に貸し付けた農地所有者である農業者
- 2 交付対象農地の所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際に利用権を有している者

※ 交付対象農地が貸借地の場合、合意解約される賃借権又は使用貸借権が設定後1年以上経過しており、かつ、満了の1年以上前であること。

### 【交付要件】

以下の1及び2のいずれかに該当する農地に隣接する農地を10年以上機構に貸し付けること、又は3に該当する農地を10年以上機構に貸し付けること。

- 1 機構が所有権又は中間管理権を保有している農地
- 2 機構法第17条第2項の規定に基づき公表された借受希望者応募情報に記載された借受希望者が経営する農地
- 3 一連の農作業の継続に支障が生じない農地(1, 2に該当しないもの)  
(次のページのイメージ図参照: 畦畔で接続する2筆以上の農地、農道又は水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地等)

### 【注意事項】

- 1 交付対象農地が、機構から借受希望者に対し貸し付けられることが必要です。
- 2 これまで所有権または利用権を有していた者(耕作者)が機構へ貸し付けた農地について、再び機構から当該農地を借り受けた場合は交付対象となりません。
- 3 交付対象農地が貸借地の場合、合意解約される利用権が設定後1年以上経過しており、かつ、満了の1年前以上である場合に交付対象となります。
- 4 交付対象者は、交付を受けようとする年度の3月10日までに交付申請書を市町村に提出することが必要です。
- 5 遊休農地は、耕作者集積協力金の交付対象農地になりません。

### 【交付単価】

2.0万円/10a

※平成27年度までの特別単価

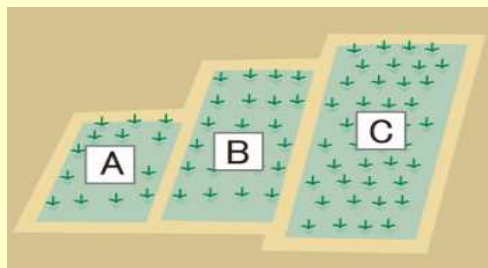
平成28～29年度: 1.0万円/10a

平成30年度: 0.5万円/10a

# 耕作者集積協力金における 「一連の農作業の継続に支障が生じない農地」

※ 以下のいずれかに該当する、一連の農作業の継続に支障が生じない農地が交付対象です。

①



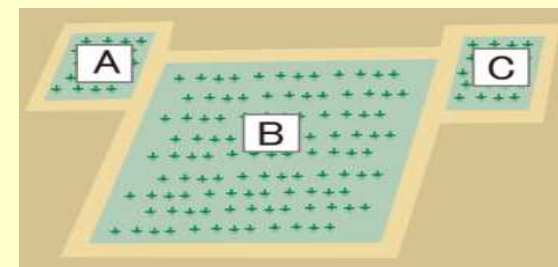
畦畔で接続する2筆以上の農地

②



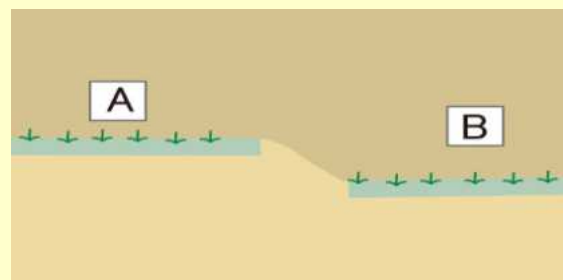
農道又は水路等を挟んで隣接する2筆以上の農地

③



各々一隅で接続する2筆以上の農地

④



段状に接続する2筆以上の農地

⑤



借受希望者の宅地に接続している2筆以上の農地

耕作者集積協力金は、借受希望者等の経営農地から離れていても、機構に貸し付ける農地が2筆以上のまとまりをもって構成されている場合は対象となります。